

## ～QRコードの登録商標について～ 日本商標判例紹介（3）

2021年05月21日

執筆者 弁理士 岡田充浩

### 1 概要

電子決済及びURLの読込等で用いられる「QRコード」が日本発でありグローバルに普及した情報技術であることは周知の通りである。広く普及することは技術的には好適である一方、商標的には不適になる場合がある。本稿では「QRコード」の登録商標の有効性が争われた事案を紹介する。

### 2 QRコードの登録商標について

#### 2.1 開発から訴訟までの経緯

QRコードは1994年に愛知県の株式会社デンソーの開発部門（現：株式会社デンソーウェーブ、以下「デンソー社」という）により開発された。

デンソー社はQRコードに関し多数の特許及び商標登録を行う一方、その技術を広く普及させるべく条件付きで市場に開放した。その結果QRコードは広く普及し2000年に国際規格化がなされた。デンソー社は所謂「オープン・クローズ戦略」を用いてQRコードを広く普及させた。

こうした中デンソー社は、技術提供先のA・Tコミュニケーションズ株式会社（以下「AT社」という）との間で二次元コード生成技術に関する衝突が起き、AT社の商標登録に対する9件の不使用取消審判（商標法第50条第1項）と、デンソー社の登録商標に対する1件の不使用取消審判とが相互に請求されるという泥沼状態に陥った。ここで不使用取消審判とは登録後3年間使用されない商標の登録の取消を求める審判であり例えば訴訟事件の被告側の対抗手段として利用される。その結果8件のAT社の商標登録が取り消される一方、デンソー社の商標登録は維持された。

AT社はデンソー社の商標登録の維持を不服として審決取消訴訟を知的財産高等裁判所に提起した（商標法第63条）。

デンソー社の登録商標

QRコード  
QR Code

AT社の登録商標の一つ

QRコード  
QRコード

## 2. 2 訴訟の内容

～平成31年1月29日判決言渡, 平成30年(行ケ)第10059号 取消2015-300818についての審決取消請求事件～

AT社は本訴において以下の点を主張した。

第1 「QR コード」「QR Code」の文字は2次元コード規格の名称(普通名称)に過ぎず、登録商標としての使用がなされていない。

第2 「QR コード」「QR Code」の文字を含む商品名の電子計算機用アプリケーションソフトウェアは顧客に無償で提供された商品であることから、「QR コード」「QR Code」の文字は市場において登録商標として使用されたものでない。

## 2. 3 裁判所の判断

上記の主張に対して知的財産高等裁判所は以下のように判断した。

第1の主張について、「QR コード」「QR Code」の文字は2次元コードの規格の一種であると認識されることがあるものと認められるが、デンソー社は常にAT社を含むデンソー社以外の会社に対し「QRコードについては(株)デンソーウェブの登録商標です。」と表示させ、「QR コード」「QR Code」の文字の右側に「®」の記号を表示させていたことを考慮すると、常に2次元コードの規格の一種であるのみ認識されると認めることはできず、自他商品等の識別機能を発揮する態様で使用されることがあり得るといふべきであると判断した。即ち「QR コード」「QR Code」が登録商標として使用されたと判断し、AT社の主張を認めなかった。

第2の主張について、登録商標を使用するアプリケーションソフトウェア自体が無償で提供されるものであっても、アプリケーションソフトウェアを用いるサービスにおいて利益を得たのであれば、当該アプリケーションソフトウェアはビジネスモデルの一環として提供されたものと評価できることから、商取引の対象となり得ると判断した。即ち当該アプリケーションソフトウェアが商取引の対象であり「QR コード」「QR Code」の文字が取引者間で登録商標として使用されたと判断した。

その結果、知的財産高等裁判所はAT社による不服の請求を棄却した。

## 3 弊所コメント

オープン・クローズ戦略は、自社の技術を標準化して普及させることで高収益を得るべくオープンにする技術とクローズにする技術とをうまく組み合わせる戦略であり、例えばチップを搭載する制御基板の技術をオープンする一方、チップのコア領域の設計製造技術をクローズにすることで高収益を得たインテルの一例が有名である。オープン・クローズ戦略ではAT社が主張したように広く普及させた技術に関する登録

商標が規格の名称（普通名称）に成り下がる危険性を有している。

デンソー社が練達だったのは「QR コード」に関する技術を広く普及させる際に「QR コード」「QR Code」の文字が普通名称とならないよう技術提供先に対し®記号を表記すること、及び当該文字がデンソー社の登録商標である旨を表示することを課し、普通名称化に成り下がらないよう努めたことである。

なお日本商標法では登録商標である旨を表示する義務が設けられていないため、登録商標である旨及び®記号が明示されていない登録商標が多い。

上記事案が示すよう可能な限り登録商標には登録商標表示や®記号を表示することが大切である。

以上